



報道関係者 各位

令和8年1月29日
【照会先】
高知労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 門脇 勲
産業安全専門官 伊勢田 文久
(直通電話) 088-885-6023

令和7年(1月から12月)の労働災害発生状況について(速報値)

～ 死亡災害が5人(前年同期比4人増)、

新型コロナウイルス感染症り患者を除く死傷者数は879人(同73人増)に～

高知労働局(局長 菊池宏二)は、今般、令和7年1月から12月までの県内における労働災害発生状況(速報値)を公表しました。

〈ポイント〉

令和7年の高知県内の労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症り患者を除く)(12月末時点の速報値)

1 死亡災害発生状況

○ 労働災害による死者数は令和7年12月末時点で5人、前年同期と比べて4人増加となった。(別添資料1-1参照)

業種別(事故の型別)では、建設業3人(墜落・転落2人、激突1人)、第3次産業1人(交通事故(仕事中の交通事故))、林業1人(激突され)となっている。(別添資料2-2参照)

2 死傷災害発生状況

○ 労働災害による休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は令和7年12月末で879人(前年同期比73人増)となった。(表1、別添資料1-1参照)

○ 業種別の死傷者数は、小売業を含む商業で143人(前年同期比27人増)、社会福祉施設を含む保健衛生業で132人(同1人増)、建設業130人(同19人増)などとなっている。(表1、別添資料1-2参照)

(表1) 業種別死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）（単位：人）

	R7年	R6年	増減
全業種	(5) 879	(1) 806	73
製造業	129	133	-4
建設業	(3) 130	111	19
運輸業	79	72	7
陸上貨物運送事業	70	65	5
林業	(1) 61	65	-4
商業	143	(1) 116	27
小売業	100	94	6
保健衛生業	132	131	1
社会福祉施設	75	72	3
その他の業種	(1) 205	178	27

(注) () 内の数字は死亡者数（速報値）。

- 高知労働局における労働災害防止の重点業種等をみると、建設業、陸上貨物運送事業、小売業や社会福祉施設で災害が増加傾向となっており、建設業では「墜落・転落」、「切れ・こすれ」災害、陸上貨物運送事業では「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」災害、小売業と社会福祉施設では「転倒」や「動作の反動・無理な動作」災害といった労働者の作業行動に起因する労働災害が多く発生している。（別添資料1-2参照）
- なお、新型コロナウイルス感染症り患者を含めた死傷者数は、全業種で906人（前年同期比17人減）であった。（別添資料1-1、2-1参照）

【今後の取組】

高知労働局は、令和7年の労働災害発生状況及び高知労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5～9年度）（以下「14次防」という。）の実施状況を踏まえ、引き続き、次の取組を実施します。

- 1 各労働災害防止団体、事業者団体、経営者団体、業界団体、個別事業場に対して、14次防の重点事項ごとの取組事項の実施について促進を図る。（別添資料3参照）
- 2 厚生労働省で取組を進めている「SAFEコンソーシアム」への加盟を呼びかけ、自発的な労働災害防止対策の推進、各事業場で行う労働災害防止のための意識啓発、安全衛生水準の向上を図る。（別添資料4参照）

添付資料目次

- 別添資料 1-1 労働災害発生状況（令和7年12月末速報値）
- 別添資料 1-2 労働災害発生状況（令和7年12月末速報値、コロナ除く）
- 別添資料 2-1 令和7年における労働災害発生状況（令和7年12月末現在 速報）
- 別添資料 2-2 令和7年における死亡災害発生状況（令和7年12月末現在）
- 別添資料 3 高知労働局第14次労働災害防止計画のポイント
- 別添資料 4 SAFE コンソーシアム



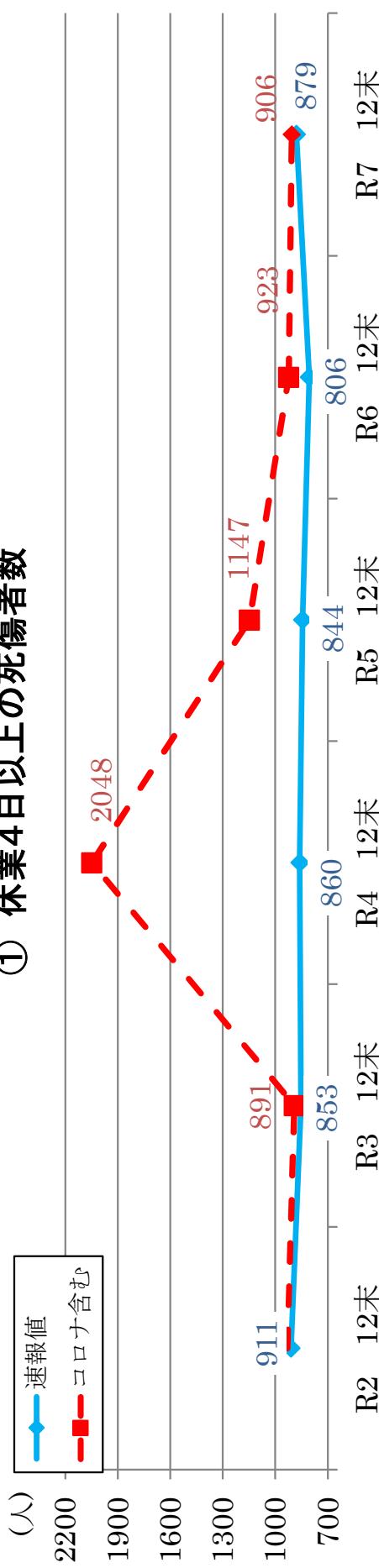
※ 「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

労働災害発生状況(令和7年12月末速報値)

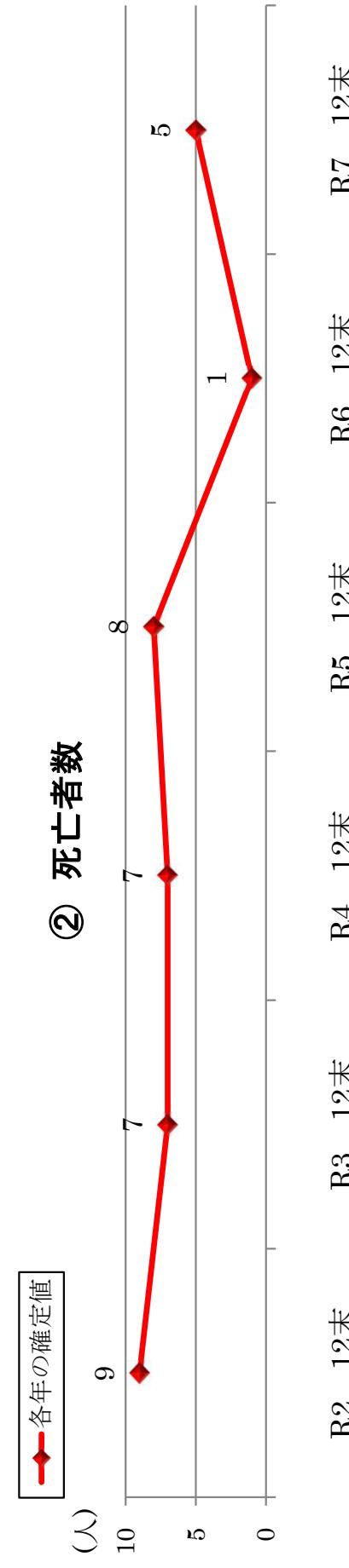
ポイント

- 令和7年12月末現在の死傷者数（速報値）(は906人、前年同期(は923人であり17人の減少。
- 死傷者906人には、業務に起因するコロナ感染症27人を含む（全員が保健衛生業）。
- よつて、コロナを除く死傷者数(は879人で、前年同期よりも73人増加。
- 死亡災害：5人（建設業3人、林業1人、第三次産業1人）（前年同期比4人増加）。

① 休業4日以上の死傷者数



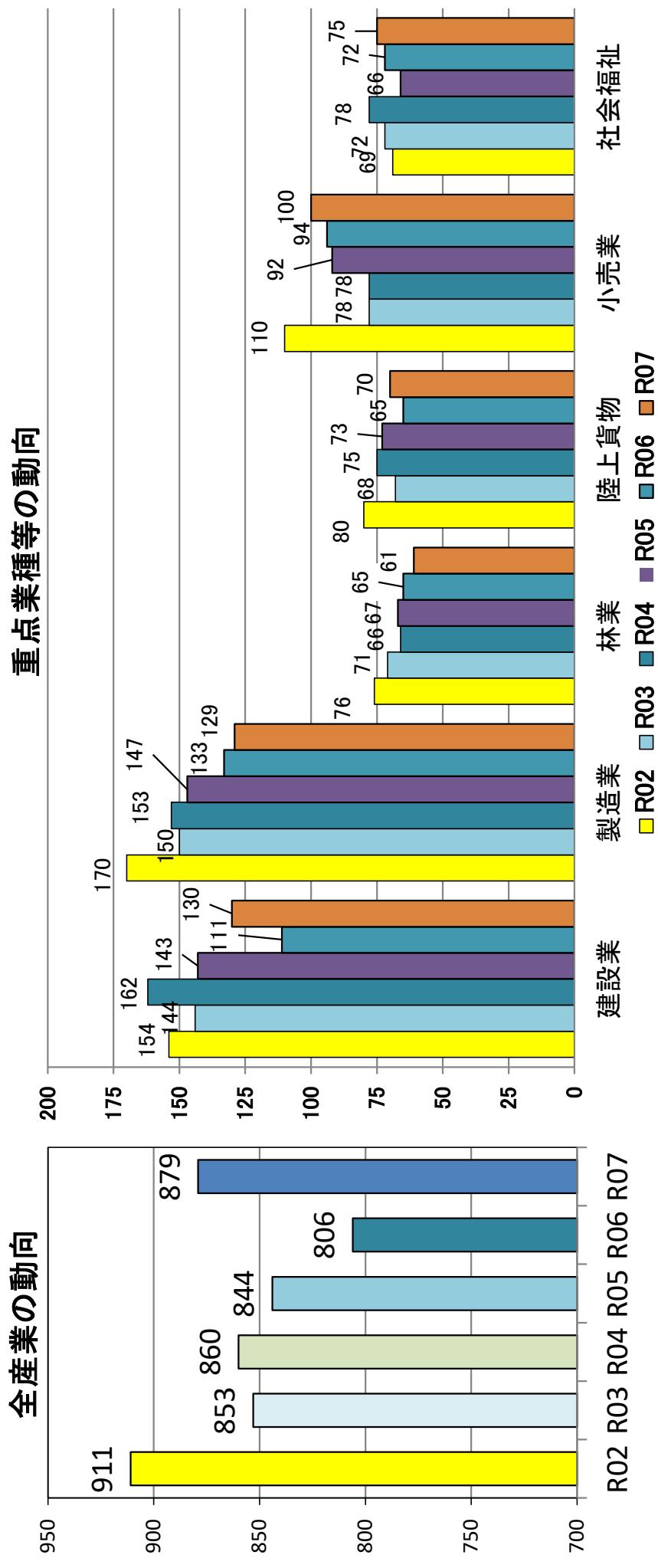
② 死亡者数



労働災害発生状況(令和7年12月末速報値、コロナ除く)

ポイント

- 対前年同期比で増加傾向は、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設。減少傾向は、製造業、林業。
- 建設業130件のうち、最も多い災害は「墜落・転落」41件（31.5%、前年同期比8件増）、次いで「切れ・こすれ」18件（13.8%、前年同期比9件増）であった。
- 陸上貨物運送事業70件のうち、最も多い災害は「墜落・転落」と「動作の反動・無理な動作」で、ともに15件（21.4%、前年同期比5件減、同2件増）であった。
- 小売業100件のうち、最も多い災害は「転倒」43件（43.0%、前年同期比1件増）、次いで「動作の反動・無理な動作」16件（16.0%、前年同期比1件減）であった。
- 社会福祉施設75件のうち、最も多い災害は「転倒」30件（40.0%、前年同期比2件増）、次いで「動作の反動・無理な動作」28件（37.3%、前年同期比6件増）であった。



令和7年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) [令和7年12月末現在 速報]

業種	局署別	高知局(合計)			高知監督署管内			須崎監督署管内			四万十監督署管内			安芸監督署管内		
		7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減
全 産 業 合 計	(5)	906	(1)	923	-17	(5)	578	576	2	135	136	-1	94	(1)	116	-22
食料品製造業	38	26	12	15	-2	8	3	5	12	4	8	3	2	1	1	1
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	0	3	-3	0	1	-1	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	0
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	11	17	-6	6	4	2	5	11	-6	0	2	-2	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	7	15	-8	6	7	-1	1	7	-6	0	0	0	0	1	1	-1
塗業土石製造業	11	11	0	2	2	0	3	6	-3	0	1	-1	6	2	2	4
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	17	22	-5	13	14	-1	1	5	-4	0	0	0	0	3	3	0
一般機械器具製造業	16	10	6	14	10	4	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1
電気機械器具製造業	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
輸送用機械器具製造業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
造船業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
上記以外の製造業	24	24	0	19	15	4	2	2	0	2	0	2	1	7	7	-6
小 計	129	133	-4	78	73	5	21	36	-15	16	9	7	14	15	-1	15
鉱業	2	2	0	1	0	1	1	2	-1	0	0	0	0	0	0	0
土木工事業	(2)	57	0	(2)	22	19	3	10	12	-2	9	12	-3	16	14	2
建築工事業	54	45	9	40	27	13	7	6	1	3	7	-4	4	5	-1	5
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	9	8	1	8	5	3	1	1	0	0	1	-1	0	1	-1	1
木造家屋建築工事業	13	13	0	8	3	5	2	1	1	2	5	-3	1	4	-3	4
上記以外の建築工事業	32	24	8	24	19	5	4	4	0	1	1	0	3	0	3	0
その他の建設業	(1)	19	9	10	(1)	12	5	7	1	4	-3	4	0	4	2	0
小 計	(3)	130	111	19	(3)	74	51	23	18	22	-4	16	19	-3	22	19
運輸・交通業	74	70	4	59	54	5	11	10	1	2	5	-3	2	1	1	1
道路貨物運送業	68	63	5	53	49	4	11	9	2	2	4	-2	2	1	1	1
陸上貨物取扱業	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	3	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	79	72	7	61	56	5	14	10	4	2	5	-3	2	1	1	1
木材伐出業	40	50	-10	10	17	-7	18	16	2	10	9	1	2	8	-6	8
林業	(1)	21	15	6	(1)	2	3	-1	8	5	3	7	5	2	4	2
その他林業	(1)	61	65	-4	(1)	12	20	-8	26	21	5	17	14	3	6	10
小 計	11	13	-2	0	0	0	0	2	-2	8	7	1	3	4	-1	4
水産業	143	(1)	117	26	99	79	20	15	13	2	12	(1)	16	-4	17	9
商業	7	2	5	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融広告業	159	246	-87	107	184	-77	23	11	12	8	29	-21	21	22	-1	22
保健衛生業	54	43	11	37	29	8	7	5	2	4	0	6	5	1	-1	1
接客娛樂業	39	31	8	33	25	8	3	1	2	3	4	-1	0	1	-1	1
清掃業・ヒューマンテナント業	14	14	0	13	14	-1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
上記以外の事業	(1)	72	61	11	(1)	54	42	12	6	5	1	7	9	-2	5	5
小 計	(1)	474	(1)	500	-26	(1)	337	361	-24	54	35	19	34	(1)	62	-28
そ の 他	20	27	-7	15	15	0	1	8	-7	1	0	1	3	4	-1	4

(1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、派遣業、警備業、情報処理サービス業、官公署、研究業、教育・学術、農業、畜産業を計上
(5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和7年死亡災害発生状況

(令和7年12月末現在)



業種別発生状況（死者者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和7年	0	3	0	1	0	1	0	5
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
増減	±0	+3	±0	+1	±0	±0	±0	+4

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46歳 男	激突 その他の建設機械等	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、ブレードが橋桁の段差に激突し、衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第3次産業 (その他)	52歳 男	交通事故 乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4.8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79歳 男	墜落・転落 階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状況で発見された。(転落した痕跡があり、頭部より出血が認められ、搬送された病院にて治療中であったが死亡した。)
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62歳 男	墜落・転落 地山・岩石	災害復旧工事のため、ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとが突然崩落し、車両系建設機械とともに約5メートル転落した。
5	高知	7.12.15 15:00	林業 (木材伐出業)	63歳 男	激突され 機械集材装置	機械集材装置を用いて集材作業中、土場に停止させた反動で偏心木（雑木）が回転し、誘導中の被災者の顔面に激突した。

注：調査中のもの等を含む。



高知労働局 第14次労働災害 防 止 計 画 の ポ イ ン ト

計画期間

○ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)までの5か年

計画の目標

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、「Safe Work KOCHI」をキヤッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことにより、

○**死亡災害** ① 2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。

○**死傷災害** ① 2022年と比較して、2027年において減少させる。
② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない。

当計画では、9つの重点事項と、重点ごとにアウトプット指標、アウトカム指標を設けています。アウトプット指標の達成等に向け、各取組事項について、計画的な対応をお願いします。

重点事項ごとのアウトプット指標・アウトカム指標（重点2～8のみに設定）と取組事項

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

取組事項

○安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

【安全衛生優良企業公表制度
(職場のあんぜんサイト)】



【SAFEコンソーシアムポータルサイト】



2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標 (重点事項に関連して、事業者に求める達成目標)	アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)
全業種 対象	転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。
	腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	
卸売業・ 小売業 ／医療・ 福祉	正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。	
医療・福 祉	介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2027年までに増加させる。	社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。

取組事項

○転倒災害対策にハード(床補修、履物改善等)・ソフト(予防体操、予防教育等)両面からの対策に取り組む。
○職場における腰痛予防対策指針に基づき取り組む。

【転倒災害防止対策の推進について
(職場のあんぜんサイト)】



【転倒災害の防止
(厚生労働省HP)】



【腰痛予防対策
(厚生労働省HP)】



3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	増加傾向にある60歳以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。



取組事項

- 高年齢労働者は、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった、いわゆる行動災害に被災する割合が高いことを踏まえ、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む。

【高年齢労働者の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



4 業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
製造業	機械による「はされ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。
		機械による「はされ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
陸上貨物運送事業	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。	死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

取組事項

建設業

- 高所作業、はしご・脚立等使用作業における墜落・転落災害防止対策及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく健康障害防止対策に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
建設業向け（職場のあんぜんサイト）】



【騒音障害防止対策
(厚生労働省HP)】



製造業

- 機械によるはされ・巻き込まれ防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「機械安全化の改善事例集」等を踏まえ、現場作業者の被災リスク低減措置に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
製造業向け（職場のあんぜんサイト）】



【リスクアセスメント等関連資料
・教材一覧（厚生労働省HP）】



林業

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する。
- 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づき、災害発生時等の緊急時連絡体制の整備・確立及び早急救護の促進を図る。

【伐木作業・林業における安全対策
(厚生労働省HP)】



陸上貨物運送事業

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する。

【陸上貨物運送事業者の皆様へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内（厚生労働省HP）】



【荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内（厚生労働省HP）】



5 労働者の健康確保対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上とする。	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を、2025年までに5%以下とする。
	勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025年までに80%以上とする。	
	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	
	労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上となるよう促進を図る。	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を、2023年と比較して減少させる。
	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	

取組事項

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、ストレスチェックを含めたメンタルヘルスケアを実施する。
- 治療と仕事の両立支援対策に取り組む。
- メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援対策の導入・職員研修等において、高知産業保健総合支援センターを活用する。

【労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省HP）】



【治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト】



【高知産業保健総合支援センターHP】



6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	①危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027年までに80%以上するとともに、 ②リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。
	熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。	増加が懸念される熱中症による死傷者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで減少させる。

取組事項

- 化学物質について、SDS等を活用したリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 石綿について、有資格者による事前調査の実施と石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果報告及び事前調査結果に基づく適切なばく露防止対策を実施する。
- 熱中症について、「職場における熱中症予防基本対策要綱」「改正労働安全衛生規則に基づく職場における熱中症対策の強化」に基づく措置を実施する。

【職場の化学物質管理情報
ポータルサイトケミガイド】



【石綿総合情報
ポータルサイト】



【職場における熱中症予防
情報 ポータルサイト】



7 交通労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。	交通労働災害における死者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。

取組事項

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を実施する。

【交通労働災害防止のためのガイドライン
(厚生労働省HP)】



8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。	外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。

取組事項

- 外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラスト等の標識・掲示を実施する。
- 安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルを活用する。

【外国人労働者の安全衛生管理
(厚生労働省HP)】



9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

取組事項

- 危険有害作業、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための措置、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施する。

【個人事業者等の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



高知労働局第14次労働災害防止計画等について

- 高知労働局 第14次労働災害防止計画
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/newpage_00809.html



- Safe Work KOCHI
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_120250/_120440.html



みんなの安全を、
みんなで守り合う。

SAFE コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



“SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト [コチラ](#) 



「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働く職場の実現は、いまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働く職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 安全で安心して働く職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)

SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。

シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働く職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。

現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

